

教育功労表彰
市教育委員会は11月1日に、教育の分野で功労のあった22人2団体の皆さんを表彰しました。

問 市長室
TEL 06・6992・1302

問 課税課市民税担当
TEL 06・6992・1456

改正前の制

表2

合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額	
900万円以下の納税義務者	38万円超 90万円以下	33万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	
	110万円超 115万円以下	11万円	
900万円超 950万円以下の納税義務者	115万円超 120万円以下	6万円	
	120万円超 123万円以下	3万円	
	38万円超 90万円以下	22万円	
	90万円超 95万円以下	21万円	
	95万円超 100万円以下	18万円	
	100万円超 105万円以下	14万円	
950万円以下の納税義務者	105万円超 110万円以下	11万円	
	110万円超 115万円以下	8万円	
	115万円超 120万円以下	4万円	
	120万円超 123万円以下	2万円	
	950万円超 1,000万円以下の納税義務者	38万円超 95万円以下	11万円
		95万円超 100万円以下	9万円
100万円超 105万円以下		7万円	
105万円超 110万円以下		6万円	
110万円超 115万円以下		4万円	
1,000万円以下の納税義務者	115万円超 120万円以下	2万円	
	120万円超 123万円以下	1万円	

特別徴収義務者の一斉指定

大阪府内市町村では、平成30年度から個人市民税・府民税について、原則、給与支払者である事業主すべてを一斉に特別徴収義務者として指定し、給与所得からの特別徴収の実施を徹底していきますのでご協力ください。

問 市教委総務課
TEL 06・6995・3152

配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額が改正されました。この改正は、平成30年分(平成31年度)の申告分から適用されます。

(1) 配偶者控除
控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する納税義務者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が1千万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととされました(表1)。

(2) 配偶者特別控除
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とする。その控除額が次のとおりとされました。

表1

納税義務者の合計所得	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

問 課税課市民税担当
TEL 06・6992・1456

度と同様に、合計所得金額が1千万円を超える納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできないこととさせていただきます(表2)。

【生涯学習スポーツ振興関係】
福田治夫、桐永隆之、荒家洋行、宮川理枝、吉野美紀

【競技関係】
石村錦、川又碧仁、森本海咲希、塩原希梨、山本こころ、田島花野和、大矢涼生、西垣琴、押野匠基、須田梨紗子、佐藤一樹、雪野夏未、雪野正博、守口市立大久保中学校 準硬式野球部、守口市立樟風中学校 コーラス部 (順不同・敬称略)

問 市教委総務課
TEL 06・6995・3152

おめでとうございます

市民一般表彰

市は市制施行記念日の11月1日に、市の発展に貢献された地方自治や社会福祉・環境・衛生・消防・防犯・教育・文化、地域社会功労関係など、次の45人の皆さんを表彰しました。

中西平・栗田喜之・岡原賀都子・坂本路子・寺田多恵子・橋本絹代・山田進・常盤征一郎・山本喜代・大倉陽子・松尾妙子・大上久美子・岡尾昌子・小笠原住美子・木村陽子・佐々木佐智子・西谷里美・山本幸子・平泉好生・大倉孝司・北田栄次・西尾好高・村口泰規・佐藤清隆・筒井宮治・松澤延孝・丸山友希・山中健蔵・塩見勝・中村佳預子・清田恵子・加藤礼・河合啓次・山田美佐子・太田美由紀・岡山博志・河村忠幸・塩塚和也・篠原靖・玉田琢磨・西繁治・松原君枝・山本成雄・石川秀雄・田中千代美 (順不同・敬称略)

問 市長室

教育功労表彰

市教育委員会は11月1日に、教育の分野で功労のあった22人2団体の皆さんを表彰しました。

【学校教育関係】

守口市テレワークオフィス閉鎖

問 地域振興課 TEL 06-6992-1490

長い間ご愛顧いただきました桜町オフィスを令和2年3月末に閉鎖します。

大宮オフィスは今後も利用できますので、引き続き利用してください。

大宮オフィスの利用は、通勤に時間を要している人、育児や介護と仕事との両立で苦勞している人、仕事の生産性向上を図りたい人などにおすすめです。

また、フリーランスとして働く人や起業を目指す人には、ビジネスの輪を広げる場所としての活用もできます。他にも、女性活躍などに関するセミナーを開催したいと考えている人も募集しています。

▽桜町オフィス(要予約) 3月末まで

時 平日9:00~17:30

場 桜町8-8

対 市内に従業員がいる企業

▽大宮通オフィス(セミナーは要予約)

時 平日9:00~17:30

場 大宮通1-13-7(市民保健センター1階)

対 市内に従業員がいる企業、起業を目指す人など

餅つき&フレッシュ朝市

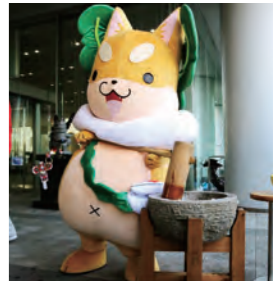
問 地域振興課 TEL 06-6992-1491

今年も守口都市農業研究会主催の餅つきを行います。つきたてのお餅をその場で、皆さんにふるまいますので、お誘い合わせの上、お越しください。

年末の新鮮野菜がそろった朝市も開催します。

時 12月26日(木) 8:30~餅つきは9:30からの予定

場 市役所正面玄関



義援金

問 地域福祉課 TEL 06-6992-1570

令和元年台風第19号に伴う災害により、被災された人を支援するため、下記のとおり義援金を受け付けています。

市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額寄付しています。

▽令和元年台風第19号災害義援金

受付期間

令和2年3月31日まで

募金箱設置場所

市役所1階総合案内、地域福祉課窓口

高齢者防災見守り安心事業

問 地域福祉課 TEL 06-6992-1570

災害時だけではなく、平時より災害に備え、高齢者が安心して暮らすことを目的に、本市住民基本台帳に基づき、ひとり暮らしの75歳以上の高齢者に、民生・児童委員および地区福祉委員の皆さんの協力のもと、見守り活動時に合わせて防災グッズを7月から配布しています。

対象の人で、防災グッズが届いていないなど、不明な点がありましたら、地域福祉課まで連絡してください。

災害への備えを心掛けましょう。



Jアラート自動放送訓練

問 危機管理室 TEL 06-6992-1497

総務省が全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達訓練を実施します。

Jアラートとは、災害が発生した場合、発生のおそれがある場合または、武力攻撃などの緊急情報を自動的に伝達できるシステムです。

この伝達訓練に伴い、市では市内の同報系防災行政無線を通じて放送訓練を実施します。

時 12月4日(水) 11:00

市内の防災行政無線



被災者支援に関する制度

問 危機管理室 TEL 06-6992-1497

災害からの一日も早い生活再建を支援するため、一定の基準を満たす場合に限り、各種の支援制度を国が用意しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

